

# 愛知県立安城農林高等学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な取組

### いじめの防止・いじめのない学校

#### ① 学校全体で組織的に指導に当たります。

・いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

#### ② 学校をより安心・安全に生活できる場所にします。

・学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが何より大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。

#### ③ 農業教育をとおして命を尊び、こころ豊かな生徒を育成します。

・植物・動物や自然環境を教材として命の大切さを体験的に学び、たくましく生きる力を養い、豊かな感性・思いやりのあるこころを育てるように取り組んでいきます。

## 2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

### (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

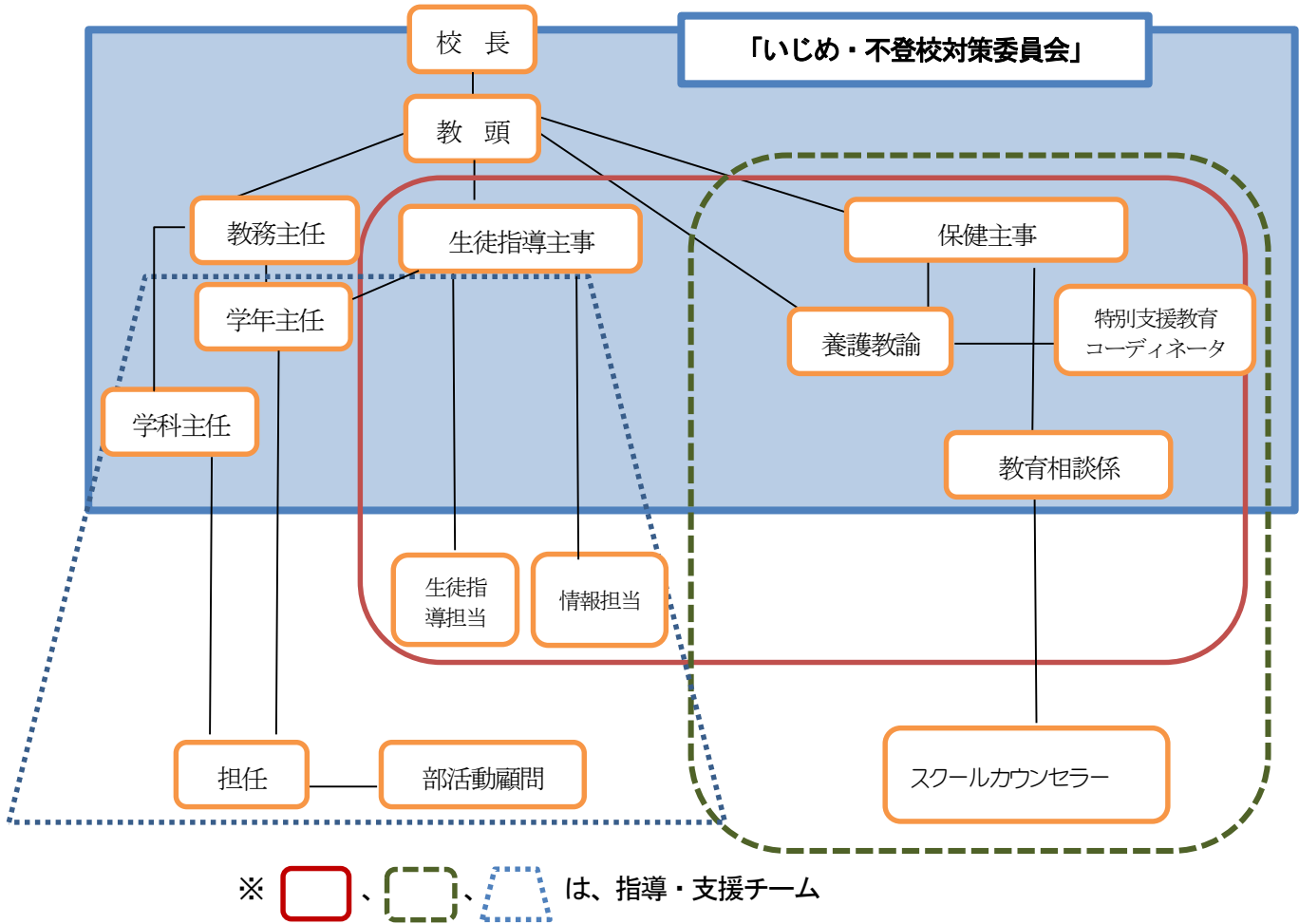
#### 委員会のメンバー

校長、教頭、保健主事、教務主任、生徒指導主事、保健部教育相談係、学年主任、学科主任、養護教諭、特別支援コーディネータ  
(必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。)

#### 指導・支援チーム

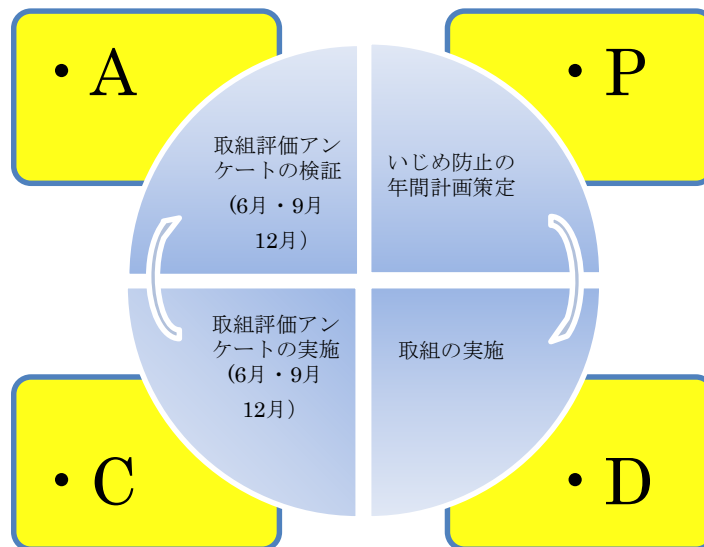
・委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。  
・いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



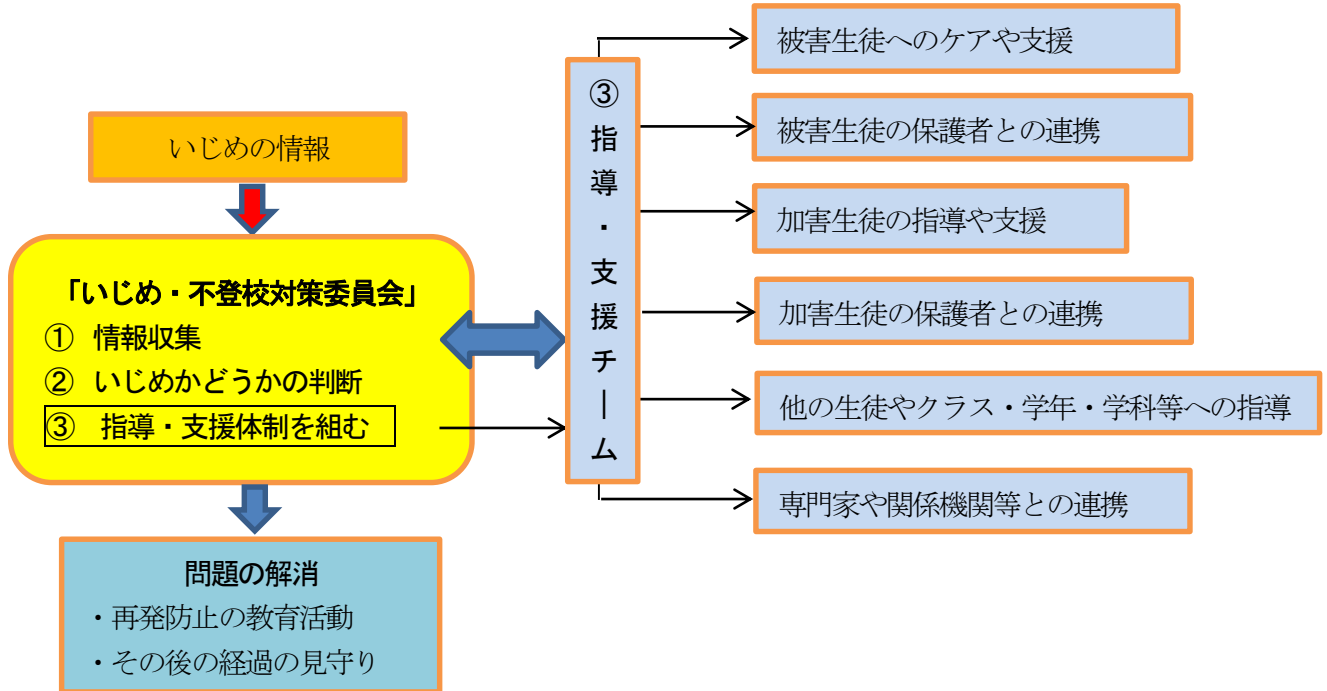
## イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を運営委員会、職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年3回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

## ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

## エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

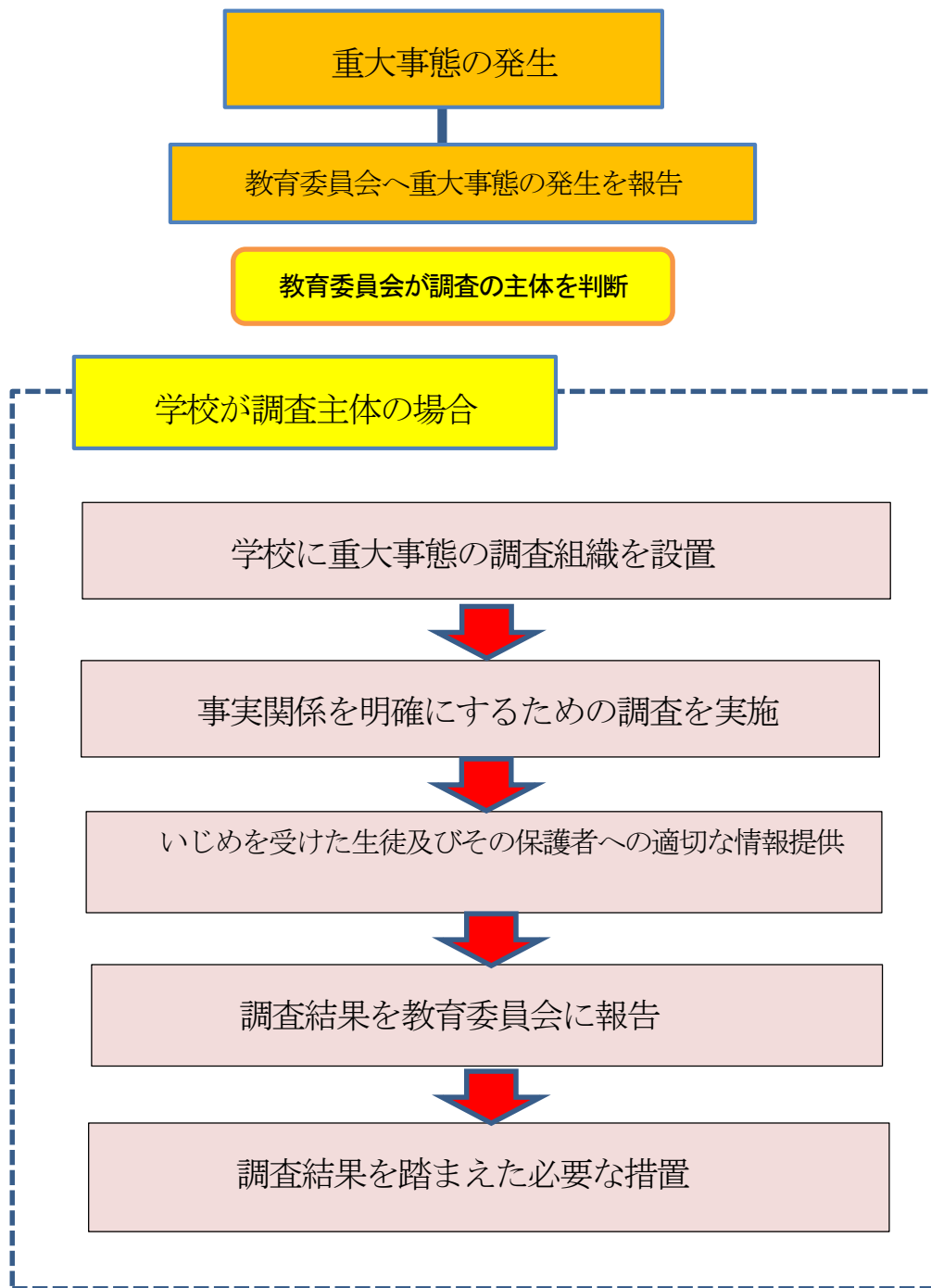


## オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

### 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 農業教育を通して、生命を尊重する心と態度を養う。
- ウ 教育活動全体をとおして、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知または、いじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。

## (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。

### (取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・不登校対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施(毎週木曜日) 【全学年】(保) ○相談室やSCの周知【全学年】 (保) ○面接週間【全学年】(学) ○人間関係づくり→寮教育、演習林 体験実習【1学年】(学)(寮)(科)			
5月	○人間関係づくり→寮教育、演習 林体験実習【1学年】(学)(寮)(科)		○現職研修① (講話)	○公開授業
6月	○奉仕活動の実施【全学年】(生) ○人間関係づくり→寮教育、演習 林体験実習【1学年】(学)(寮)(科)	○いじめアンケートの実 施【全学年】(生)(学)	○全教職員対象の 「取組評価アン ケート」の実施 →検証	
7月	○キャリア教育の実施【全学年】 (進)(学)(寮) ○人間関係づくり→演習林実習 【2学年】(科)(学)		○現職研修② (講話)	○学校評議員会 での検証
8月	○インターンシップの実施 【2学年】(進)(学)(農) ○人間関係づくり→演習林実習 【2学年】(科)(学)			

9月	○面接週間【全学年】(学) ○人間関係づくり→演習林体験実習【1学年】(学)(科)	○いじめアンケートの実施【全学年】(生)(学)	○中間評価→検証	○学校評議員への学校行事の公開
10月	○人間関係づくり→寮教育、演習林体験実習【1学年】(学)(寮)(科)		○現職研修③(講話)	
11月	○人間関係づくり→寮教育【1学年】(学)(寮)			○学校評議員への学校行事の公開 ○文化祭協賛もちつき
12月	○情報モラル教室【全学年】(生) ○人権に関する講話【全学年】(生) ○生活実態調査の実施【全学年】(保)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	
1月	○人間関係づくり→寮教育【1学年】(学)(寮)	○いじめアンケートの実施【全学年】(生)(学)		
2月	○人間関係づくり→寮教育【1学年】(学)(寮)		○自己評価	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価。
3月	○新入生指導での情報モラル講話【新入生】(生)		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	

(生)…生徒指導部 (保)…保健厚生部 (寮)…寮務部 (進)…進路指導部 (農)…農場部  
(学)…学年会 (科)…教科会